

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	御殿場市 健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

御殿場市長

公表日

令和3年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法第4条・第17条第1項・第18条第1、2項・第19条の2・施行規則第4条の2第1～5号・御殿場市規則第15号御殿場市保健事業に関する規則に従い、各種健診・検診の市民からの検診の希望をとり、検診実施時期に合わせて受診票の発行・送付を行っている。また、健康教育、健康相談、訪問指導等も行っている。 御殿場市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①各種検診実施時の受診希望者への受診票の通知 ②御殿場市規則第15号御殿場市保健事業に関する規則に基づく世帯課税非課税情報、生活保護情報、後期高齢者資格情報の把握 ③受診票再発行事務における個人番号等を利用した本人確認 ④健康教育、健康相談、訪問指導等の通知及び実施
③システムの名称	健康かるて・(Acrocity)
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル・市民税課税非課税ファイル・生活保護情報ファイル・後期高齢者医療制度資格情報ファイル・住民健康情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条及び別表第一 76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (情報提供の根拠) 69の2 (情報照会の根拠) 69の2、70
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	御殿場市役所 健康福祉部 健康推進課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	御殿場市役所 健康福祉部 健康推進課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康推進課長 勝又一巳	健康推進課長 瀬戸 進吾	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康推進課長 瀬戸 進吾	健康推進課長 青山 公彦	事後	
平成29年10月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康推進課長 青山 公彦	健康推進課長	事後	
令和2年3月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) なし (別表第2における情報照会の根拠) なし	番号法第19条第7号及び別表第二 (情報提供の根拠) 69の2 (情報照会の根拠) 69の2、70	事後	
令和2年3月19日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(番号法)第9条別表第一の76の項 (平成25年5月31日法律第27号) 健康増進法第4条・第17条第1項・第18条第1, 2項・19条の2 健康増進法施行規則第4条の2第1～5号 御殿場市規則第15号御殿場市保健事業に関する規則	番号法第9条及び別表第一 76 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和2年3月19日	表紙実施機関名	御殿場市長 若林 洋平	御殿場市長	事後	